

**PARTIES SHOULD EXECUTE ONLY THE ENGLISH LANGUAGE VERSION
OF THE ISDA MASTER AGREEMENT.**

正文は英文とします。
(Multicurrency—Cross Border)

(参考訳)

EDUCATIONAL PURPOSES ONLY

I S D A

国際スワップ・デリバティブズ協会

年 月 日付

マスター契約

_____および_____は、取引
(以下各々「取引」という)を本マスター契約(本マスター契約には、別表(以下「スケジュール」という)および両当事者間で取り交わされた書類およびその他の確認証拠(以下各々「コンファームーション」という)を含む)に準拠して既に行なっており、また将来行なう予定である。

よって両当事者は以下の通り合意する。

1条 解釈

- (a) 定義 14条およびスケジュールに定義された用語は、本マスター契約において同条で各々規定された意味を有する。
- (b) 矛盾 スケジュールの規定と本マスター契約の規定との間で矛盾がある場合には、スケジュールが優先する。コンファームーションと本マスター契約(スケジュールを含む)との間で矛盾がある場合には、かかるコンファームーションが当該取引において優先する。

- (c) 単一の契約　　すべての取引は、本マスター契約およびすべてのコンファームーションが両当事者間の単一の契約(以下総称して「本契約」という)を構成するという事実に依拠して行なわれ、両当事者は本契約によらない取引は行なわない。

2条 義務

(a) 一般条件

(i) 各当事者は本契約の他の条項に従い、各コンファームーションにおいて指定され、要求される支払または引渡を行なう。

(ii) 本契約に基づく支払は、期日に、その期日のヴァリューで、当該コンファームーションにより指定された口座の所在地において、または本契約に従い別の方法で、自由に送金可能な資金をもって、要求された通貨の決済慣行に従って、行なわれる。決済が現物引渡による場合(即ち、支払以外の場合)、かかる引渡は、当該コンファームーションまたは本契約において別段の定めがない限り、期日に受領と引き換えに、当該債務の決済慣行に従って、行なわれる。

(iii) 2条(a)項(i)号に基づく各当事者の各義務は、以下の前提条件の充足を必要とする。

- (1) 期限の利益喪失事由または潜在的な期限の利益喪失事由が、他方当事者に閑して発生、継続中でないこと。
- (2) 当該取引に関して期限前終了日が到来しておらず、またはその有効な指定がされていないこと。

および

- (3) 本契約において定められたその他の前提条件。

(b) 口座の変更　　各当事者は変更が適用される支払または引渡の予定日の5現地営業日前までに他方当事者に通知することにより支払または引渡を受ける口座を変更することができる。但しかかる変更に対して他方当事者が遅滞なく合理的な異議の通知を行なった場合を除く。

(c) ペイメント・ネットティング　　同一の日に

- (i) 同一通貨で、かつ
- (ii) 同一の取引に関し

各当事者から他方当事者に対して支払が行なわれる場合、当日、当該金額の支払を行なう各当事者の義務は自動的に履行され、消滅するものとし、一方の当事者から

支払われるべき金額の総額が他方当事者から支払われるべき金額の総額を超える場合、各当事者の義務は、より多額の金額を支払うべき当事者が他方当事者に超過額を支払うという義務に置き換えられる。

両当事者は、2件以上の取引に関し、同一の日に、同一通貨で支払われるすべての金額について、かかる金額が同一の取引に関して支払われるか否かにかかわらず、ネットティングを選択することもできる。選択は、スケジュールまたはコンファメーション中で、上記(ii)号がそのような選択に服する旨規定された取引には適用されないことをその開始日と併せて規定することにより行なわれる(このような場合、上記(ii)号は当該開始日より当該取引には適用されないものとする)。このような選択は、異なる取引種類ごとに個別に行なうこともでき、両当事者が支払・受領を行なう営業所の組合せごとに別個に適用される。

(d) 租税の控除・源泉徴収

- (i) グロス・アップ 本契約に基づくすべての支払は租税を控除または源泉徴収しないで行なう。但し、適用法令およびこれに対する当該時点における所管の税務当局の運用による変更により、控除または源泉徴収をしなければならない場合は、この限りでない。一方の当事者が控除または源泉徴収をしなければならない場合、当該当事者('X')は以下のことを行なう。
- (1) 直ちに他方当事者('Y')に対しその旨を通知する。
 - (2) 関係当局に対し、かかる控除または源泉徴収がなされることが決定した時またはYに対して課税がなされる旨の通知を受領した時のうちいづれか早い時点で、速やかに控除または源泉徴収すべき金額の全額(本2条(d)項に基づきXがYに支払うべき追加金額から控除または源泉徴収すべきすべての金額も含む)を支払う。
 - (3) 関係当局に対して上記支払が行なわれたことの証拠として、当局の発行する受領書(もしくはその謄本)またはYにとって合理的と考えられるその他の書類を速やかにYに送付する。
 - (4) 上記の租税がYに補償すべき租税に該当する場合には、それ以外の場合に本契約に基づきYが受領する権利を有する支払に加え、(XまたはYのいづれに課されるかを問わず、補償すべき租税が課せられない状態で)Yが実際に受領する純額が、かかる控除または源泉徴収が行なわれなかつたらYが受領したであろう金額の全額に等しくなるために必要な追加金額をYに対して支払う。但し、Xは、以下のいづれかの事由が存在しなければ支払義務の生じなかつたはずの追加金額については、その支払を要しない。
 - (A) Yが4条(a)項(i)号、4条(a)項(iii)号または4条(d)項記載の規定を遵守または履行しなかつた場合、または
 - (B) 3条(f)項に従いYが行なつた表明が正確かつ真実でなかつた場合。但し、(I)取引が行なわれた日以降に税務当局がとつた措置または管轄裁判所に提訴された訴訟(当該措置または訴訟が本契約の当事者に関してなされたか否かは問わない)または(II)税法の変更、がなければ当該表明が不実と

ならなかつた場合はこの限りでない。

(ii) 責任

- (1) 適用法令およびこれに対する所管の税務当局の運用の変更により、Xが控除または源泉徴収を行なわなければならぬが、2条(d)項(i)号(4)に基づきYに対し追加金額を支払うことを要しない場合であつて、
- (2) Xが当該控除または源泉徴収を行なはず、かつ
- (3)かかる租税に起因する債務がXに対し直接賦課される場合、Yがかかる租税に起因する債務を既に履行しているかまたは当該時点での履行する場合を除き、Yは当該債務(関連する利息債務、および、Yが4条(a)項(i)号、4条(a)項(iii)号または4条(d)項記載の約束を遵守または履行することを怠つた場合に限り、関連する違約金債務を含む)の金額を速やかにXに支払う。

- (e) 遅延利息およびその他の金額 当該取引に関する期限前終了日の発生もしくは有効指定に先だち、支払義務の履行を怠つた当事者は、法令が認める範囲で、かつ、6条(c)項の条件に従い、請求があり次第、未払金額と同じ通貨で、本来の支払日(同日を含む)から実際の支払日(同日を除く)までの期間に関して、ディフォルト・レートで計算された、かかる未払金額に生じる利息を(判決の前後にかかるわらず)支払わなければならぬ。利息は各日複利とし、実際に経過した日数を基準に計算される。もし、当該取引に関連する期限前終了日の発生もしくは有効指定に先んじて、現物引渡による決済を要する義務の履行を一方の当事者が怠つた場合において、当該コンファームーション中もしくは本契約中に記載がある場合、かかる記載の限度において請求があり次第、当該当事者は他方当事者に損害賠償を行なうものとする。

3条 表明

各当事者は、他方当事者に対し以下の表明(かかる表明は、取引が行なわれる日、および3条(f)項の表明に関しては本契約が終了するまで時期を問わず各当事者が反復したとみなされる)を行なう。

(a) 基本的表明

(i) 地位 各当事者は、その設立準拠法に基づき適法に設立され、有効に存続しており、かつ当該準拠法に基づき、良好な状態にある。

(ii) 権限 各当事者は、自らが当事者である本契約および本契約に関連するその他の書類を作成し、本契約および本契約により要求される本契約に関連するその他の書類を交付し、また本契約に基づく義務および自らが当事者である信用保証書類に基づき負うすべての義務を履行する権能を有し、さらにかかる作

成、交付および履行を授権するために必要な一切の行為を行なった。

(iii) 違反または抵触がないこと 上記の作成、交付および履行は、各当事者に適用される法令、その設立規定、当該当事者もしくはその資産に適用される裁判所その他の政府機関の命令もしくは判決、または当該当事者もしくはその資産を拘束し、もしくはこれらに影響を与える契約上の制限に違反し、またはこれに抵触していない。

(iv) 同意 本契約または自らが当事者である信用保証書類に関し各当事者が取得していかなければならない政府等のすべての同意は、既に取得されており、効力を有している。さらに、この同意にかかるすべての条件は満たされている。

(v) 拘束力のある義務 本契約および自らが当事者である信用保証書類に基づく当事者の義務は、適法、有効で、拘束力を有し、かつそれぞれの条項に従い執行が可能である(適用がある破産、会社更生、支払不能、支払猶予その他これに類する債権者の権利に通常影響を与える法令、および執行可能性については一般に適用される衡平法上の原則の制約を受ける(執行の申立が衡平法上の手続きで求められると普通法上の手続きで求められるとを問わない))。

(b) 一定の事由の不存在 当事者に関する期限の利益喪失事由または潜在的な期限の利益喪失事由、または当事者の知る限りにおいて、終了事由は、発生もしくは存続しておらず、さらに、本契約または自らが当事者となっている信用保証書類を締結し、またはこれらに定める当事者の債務を履行したため、かかる事由および状況が発生することもない。

(c) 訴訟の不存在 当事者およびその関係会社に対して、本契約または自らが当事者となっている信用保証書類の適法性、有効性および執行可能性に影響を与え、または本契約または自らが当事者となっている信用保証書類に基づく債務の履行能力に影響を及ぼし得るような訴訟もしくは訴訟手続で、普通法または衡平法上、または裁判所、審判機関(tribunal)、政府機関、代理人、公務員(official)および仲裁人によって担当されるものは、係属しておらず、また当事者の知る限りにおいて、提起されるおそれもない。

(d) 記載された情報の正確性 当事者またはその代理人が他方当事者に対し書面で提出し、かつスケジュールにおいて本契約3条(d)項の関係で指定された全ての情報は、当該情報の日付において、あらゆる重要な点に関し、真実、正確かつ完全である。

(e) 支払人の租税に関する表明 スケジュールにおいて当事者が3条(e)項のために行った表明は、それぞれ正確かつ真実である。

- (f) 受取人の租税に関する表明 スケジュールにおいて当事者が3条(f)項のために行なった表明は、それぞれ正確かつ真実である。

4条 約 束

各当事者は、一方の当事者が本契約または自らが当事者となっている信用保証書類に基づく債務を有し、または有する可能性がある限りにおいて、他方当事者に対し以下の通り約束する。

- (a) 一定の情報の提供 一方の当事者は他方当事者に対し、以下を交付する。但し、下記(iii)号に基づく場合には、他方当事者が合理的に指示する政府または税務当局に対し交付する。

- (i) スケジュールまたはコンファメーション所定の租税に関する書式、書類または証明書
- (ii) スケジュールまたはコンファメーション所定のその他の書類；および
- (iii) 他方当事者による合理的な要求があった場合、他方当事者またはその信用保証提供者が何の租税の控除や源泉徴収もなく、または、そのような控除や源泉徴収があるとしても軽減税率で本契約または信用保証書類に従って支払をするために必要とされ、または合理的に書面で要求された書式や書類(但し、そのような書式や書類を完成、作成、提出することにより、要求を受けた当事者側の法的または取引上の地位を著しく害しない限りにおいて)。そのような書式や書類は合理的に他方当事者の満足ゆく程度において正確かつ完全であるべきであり、更に合理的に要求された証明書を添付した上で交付されなければならない。

尚、上記いずれの場合においてもスケジュールまたはコンファメーションの中で指定された日付までに、もしくは指定されていなければ、合理的に実行でき得る限り速やかに交付するものとする。

- (b) 許認可の維持 各当事者は、本契約または自らが当事者となっている信用保証書類に関して、取得が要求されている政府等の許認可の効力を完全に維持するため合理的な努力をするものとし、かつ将来においても必要な許認可を取得するため合理的な努力をするものとする。
- (c) 法の遵守 各当事者は、遵守しなかった場合に本契約または自らが当事者となっている信用保証書類における義務遂行能力を大幅に損なってしまう結果をもたらす適用法令および命令を、あらゆる重要な点において遵守するものとする。

- (d) 租税に関する約束 各当事者は、3条(f)項においてなされた、正確かつ事実であるとの表明に関し不履行が生じた場合には、その事実を了知した後速やかにその旨を通知するものとする。
- (e) 印紙税の支払 各当事者は、11条に定める場合を除き、当事者がそこにおいて設立され、組織され、運営・管理され、もしくはその住所があると判断され、または当事者が本契約の目的のために活動を行なっている支店もしくは営業所が所在するところの当局(「印紙税当局」)によって自らについて賦課された、または本契約の作成もしくは履行に関して課せられたあらゆる印紙税を支払うこと、また、当事者は、他方当事者にとって印紙税当局には該当しない印紙税当局によって他方当事者について賦課された、もしくは本契約の作成もしくは履行に関して課せられた印紙税に関して求償に応じるものとする。

5条 期限の利益喪失事由および終了事由

- (a) 期限の利益喪失事由 一方の当事者、当事者の信用保証提供者、または当事者の指定組織に関し、以下の事由のいずれかが発生した場合には、当該当事者に関する期限の利益喪失事由(「期限の利益喪失事由」)が成立する。
 - (i) 支払または引渡の不履行 当事者が期日に本契約に基づく支払を怠り、または2条(a)項(i)号もしくは2条(e)項に規定されている引渡を怠った場合で、かつかかる不履行の通知が当該当事者に対して行なわれた後、3現地営業日以内に、当該不履行が解消されない場合。
 - (ii) 約束違反 本契約に基づいて当事者が履行すべき約束または義務を履行することを怠った場合で、かつかかる不履行の通知が当該当事者に対して行なわれた後30日以内に、当該不履行が解消されない場合(但し本契約に基づき、当該当事者が支払うべき金額の支払、または2条(a)項(i)号、2条(e)項に規定されている引渡、もしくは終了事由の通知を行なう義務、または4条(a)項(i)号、4条(a)項(iii)号または4条(d)項に基づく約束もしくは義務を除く)。
 - (iii) 信用保証にかかる債務不履行
 - (1) 当事者または当事者の信用保証提供者が、信用保証書類に従い履行すべき約束または義務を履行することを怠った場合で、かつかかる不履行が、所定の猶予期間を経過した後も継続している場合。
 - (2) 当事者が、信用保証書類に関する各取引についてすべての義務の履行を完了する前に、他方当事者の書面による同意を得ることなく、信用保証書類が期間満了もしくは終了した場合、または本契約に関して信用保証書類が完全には効力を有しなくなった場合(いずれの場合も信用保証書類に定め

られた条件によるものは除く)。

- (3) 当事者または信用保証提供者が信用保証書類の全部もしくは一部を否認し、否定し、その履行を拒み、またはその効力に異議を唱える場合。

(iv) 不実の表明 当事者、または当事者の信用保証提供者が、本契約中もしくは信用保証書類中で表明を行ない、もしくはこれを再度表明した場合、または、表明もしくは再度の表明を行なったものとみなされる場合(3条(e)項または(f)項に基づく表明を除く)、その表明または再度表明が行なわれた時点で、または行なわれたものとみなされる時点において、重要な点について虚偽または誤解を生じさせるものであったことが証明された場合。

(v) 指定取引に関する債務不履行 当事者、当事者の信用保証提供者、または当事者の指定組織が、以下のいずれかに該当する場合。

- (1) 指定取引について債務不履行が発生し、かつ、所定の通知発効後、または猶予期間経過後、かかる指定取引の清算、期限の利益喪失、または期限前終了等の事態が発生した場合。
- (2) 所定の通知発効後、または猶予期間経過後、指定取引に関する直前の支払日、現物引渡日、または交換日に履行すべき支払または現物引渡についての不履行、もしくは指定取引の期限前終了に関する支払についての不履行があった場合(所定の通知または猶予期間についての条件がない場合は、かかる不履行が3現地営業日以上継続した場合)。
- (3) 指定取引についてその全部もしくは一部を否認、否定、拒絶または拒否した場合(もしくは、当該取引を当事者の代理人として担当し、または代理人として行動することを指名または授権された個人または組織が、かかる行為を行なう場合)。

(vi) クロス・ディフォルト 「クロス・ディフォルト」が当事者に関して適用される旨スケジュールに指定されている場合には、以下のいずれかの事態の発生または存在をクロス・ディフォルトとする。

- (1) 当該当事者、当事者の信用保証提供者、または当該当事者の指定組織について、指定債務(個別にまたは総和として)に関する契約または証書の下での所定の極度額(スケジュールで指定する)以上の債務不履行、期限の利益喪失事由、または他の同様の状況あるいは事由(表現形式の如何を問わない)が発生した場合において、かつ当該指定債務について本来の支払期日の前に前記契約または証書に基づき弁済期が到来する場合、または弁済期到来の宣言が可能となるような場合。
- (2) 当該当事者、信用保証提供者または当該指定組織が前記契約または証書の下で支払期日に支払を怠り、(個別にまたは総和として)その総額が(所定の通知発効後、または猶予期間経過後)所定の極度額以上となる場合。

- (vii) 破産 当事者、当事者の信用保証提供者、または当該当事者の指定組織が、以下のいずれかに該当する場合。
- (1) 解散した場合(新設合併(consolidation)、合併(amalgamation)または吸収合併(merger)に伴う場合を除く)。
 - (2) 支払不能の場合、債務の支払が実行不可能となった場合、または、期限の到来した債務を支払うことを怠った場合、もしくは書面で支払う能力がないことを認めた場合。
 - (3) 債権者に対してもしくは債権者の利益のために包括的な譲渡、任意整理または和議を行なった場合。
 - (4) 支払不能、破産に関する法律、または債権者の権利に影響を与えるその他の同様な法律に基づき支払不能、破産決定その他救済を求める手続の開始を申立てた場合、または解散もしくは清算の申立があり、かつ、かかる申立が、
 - (A) 支払不能もしくは破産決定、救済命令、または解散もしくは清算命令に至った場合。または、
 - (B) 各申立においてその申立がなされてから30日以内に却下、取消、執行停止、もしくは差止がなされなかった場合。
 - (5) 解散、公的管理、清算の決議があった場合(新設合併、合併、吸収合併に伴う場合を除く)。
 - (6) 当事者もしくは信用保証提供者、指定組織、またはその資産の全部もしくは事実上全部について管理人、仮清算人、保全人、管財人、受託者、カストディアンその他これに類する者の選任を申立てた場合またはかかる選任が行なわれた場合。
 - (7) 担保権者がその資産の全部もしくは事実上全部を占有し、または資産の全部もしくは事実上全部に対する強制履行、強制執行、差押、強制管理もしくはその他の法的手続を行なった場合において、かつ、かかる担保権者が資産の占有を継続した場合、またはかかる手続に対してその後30日以内に却下、取消、執行停止、もしくは差止がなされなかった場合。
 - (8) いずれかの適用法令の下において(1)から(7)の所定の事由と同様の効果を有する事由を発生させた場合。またはそのような事由の対象となった場合。
 - (9) 上記のいずれかを助成する行為、もしくは同意、承認、黙認したこと示す行為をした場合。

- (viii) 債務の承継を伴わない合併 当事者または当事者の信用保証提供者が、他の組織と新設合併、合併または吸収合併し、もしくは他の組織に吸収合併され、またはその資産の全部もしくは事実上全部を譲渡した場合において、かつ当該新設合併、合併、吸収合併または譲渡の時点で、以下のいずれかに該当する場合。
- (1) その結果、新規に設立された組織、存続組織、または譲り受け組織が、自らまたはその前身が当事者となっている本契約または信用保証書類に基づく当事者または信用保証提供者のすべての債務を、法の適用により、または、本契約の他方当事者が合理的に満足できる形で、引受けない場合。

- (2) 信用保証書類の利益が、新規に設立された組織、存続組織、または譲り受け組織による本契約に基づく債務の履行に及ばない場合(他方当事者がそれに同意する場合を除く)。
- (b) 終了事由 一方の当事者、または当該当事者の信用保証提供者もしくは当事者の指定組織に関し、以下の事由が発生した場合には、いつでも、下記(i)号の事由の場合は違法事由、下記(ii)号の事由の場合は課税事由、下記(iii)号の事由の場合は合併に伴う課税事由、また、適用ある旨の規定がある場合、下記(iv)号の事由の場合は合併に伴う信用不安事由、また、下記(v)号の事由の場合はその他の期限前終了事由を構成する。
- (i) 違法事由 取引が行なわれた日以降、適用法令の制定もしくは変更により、または、管轄権を有する裁判所、審判機関もしくは監督当局が適用法令の解釈を公布もしくは変更したことにより、当該当事者(「事由発生当事者」となる)にとり以下の行為を行なうことが違法となった場合(4条(b)項の当事者による約束違反の結果として違法となった場合を除く)。
- (1) 当該取引に関する支払または引渡しの履行もしくはその受領、あるいは当該取引に関する本契約のその他の重要な条項の遵守に関する確定的または偶發的債務を履行すること。
- (2) 当該当事者またはその信用保証提供者が、当該取引に関する信用保証書類に基づき当事者(またはその信用保証提供者)が負う偶發的またはその他の債務を履行すること。
- (ii) 課税事由 (x)取引が締結された日以降に税務当局がとった措置または管轄裁判所に提起された訴訟により(当該措置または訴訟が本契約の当事者に関してなされたか否かは問わない)、または(y)税法の変更により、一方の当事者(「事由発生当事者」となる)について次回支払予定日に生じる以下の事由をいう。
- (1) 2条(d)項(i)号(4)に基づき補償すべき租税に関する追加金額を他方当事者に支払わなければならない、またはその可能性が相当程度ある場合(2条(e)項、6条(d)項(ii)号、および6条(e)項に基づく利息に係わるものと除く)。
- (2) 受領する金額に対して租税(2条(e)項、6条(d)項(ii)号、および6条(e)項に基づく利息に関するものを除く)の控除または源泉徴収がなされることになるかまたはその可能性が相当程度あり、かかる租税について2条(d)項(i)号(4)に基づく追加金額の支払義務がない場合(2条(d)項(i)号(4)(A)または(B)の理由による場合を除く)。
- (iii)合併に伴う課税事由 一方の当事者が他の組織(「事由発生当事者」となる)と新設合併、合併、吸収合併し、または他の組織に吸収合併され、またはその

資産の全部もしくは事実上全部を他の組織に譲渡した結果としていずれかの当事者（「負担当当事者」となる）について次回支払予定日に生じる以下の事由をいう（但し、かかる行為が5条(a)項(viii)号に記載の事由を構成しない場合に限る）。

- (1) 2条(d)項(i)号(4)に基づき補償すべき租税に関する追加金額を支払わなければならぬ場合（2条(e)項、6条(d)項(ii)号、および6条(e)項に基づく利息に係わるもの）を除く）。

または

- (2) 補償すべき租税の控除または源泉徴収が行なわれた後の金額を受けとることになり、それに関して他方当事者は追加金額の支払義務がない場合（2条(d)項(i)号(4)(A)または(B)の理由による場合を除く）。

(iv) 合併に伴う信用不安事由 「合併に伴う信用不安事由」が当事者に適用される旨スケジュールで規定された場合で、かかる当事者（「X」）、Xの信用保証提供者またはXの指定組織が、他の組織と新設合併、合併もしくは吸収合併し、または他の組織に吸収合併され、またはその資産の全部もしくは事実上全部を他の組織に譲渡した結果、かかる行為が5条(a)項(viii)号記載の事由を構成しないものの、それにより新規に設立された組織、存続組織、または譲り受けた組織の信用がその行為直前の時点におけるX、Xの信用保証提供者またはXの指定組織の信用より著しく低下する場合（かかる場合、X、その承継法人または譲受人が事由発生当事者となる）。

(v) その他の終了事由 「その他の終了事由」が適用ある旨スケジュールまたはコンファーメーションで規定され、かかる事由が発生した場合（かかる場合において、事由発生当事者は、当該スケジュールまたはコンファーメーションでその他の終了事由のために規定された当事者とする）。

(c) 期限の利益喪失事由および違法事由の併存 期限の利益喪失事由が違法事由を構成する事態または状況においては、かかる事態または状況は違法事由として取り扱われ、期限の利益喪失事由としては取り扱われない。

6条 期限前終了

(a) 期限の利益喪失事由に基づく終了権 一方の当事者（「期限の利益喪失当事者」（Defaulting Party））に期限の利益喪失事由が発生、かつ継続している場合はいつでも、他方当事者（「非期限の利益喪失当事者」（Non-defaulting Party））は期限の利益喪失当事者に対し期限前終了日を指定することができる。期限前終了日は、該当する期限の利益喪失事由を記載した20日以内の事前通知を行なうことにより、通知が

効力を生ずる日以降の日を、存在する全ての取引に関して指定することができる。しかし、「自動的期限前終了」が当事者に関して適用される旨スケジュールで指定されている場合は、かかる当事者に関し存在する全ての取引に関して以下の時点で期限前終了日が到来するものとする。5条(a)項(vii)号(1), (3), (5), (6)またはこれらと類似する範囲で(8)に指定される期限の利益喪失事由に関してはその発生の時点、かかる当事者に関する5条(a)項(vii)号(4)またはこれと類似する範囲で(8)に指定される期限の利益喪失事由に関してはその発生に伴い行なわれる関連手続の開始もしくは申請の直前の時点。

(b) 終了事由に基づく終了権

(i) 通知 終了事由が発生した場合、事由発生当事者は、その発生を知った後速やかに、当該終了事由の性質および各事由発生取引について明記した上、他方当事者に対して通知を行なう。また、当該終了事由に関し他方当事者が合理的な範囲において要求するその他の情報を、他方当事者に対して提供するものとする。

(ii) 終了事由回避のための譲渡 5条(b)項(i)号(1)に基づく違法事由または課税事由が発生し、事由発生当事者が一方の当事者のみである場合、または合併に伴う課税事由が発生し、負担当当事者が事由発生当事者である場合は、6条(b)項(iv)号に基づく期限前終了日を指定する権利を行使する条件として、かかる事由発生当事者は、当該終了事由を消滅させるため、6条(b)項(i)号に定める通知を行なった後20日以内に、事由発生取引に関して本契約に定める全ての権利並びに義務を事由発生当事者の他の営業所または関係会社に譲渡すべくあらゆる合理的な努力を行なうものとする(事由発生当事者が損失(雑費を除く)を被ることを要求するものではない)。

事由発生当事者が上記の譲渡を行なうことができない場合は、他方当事者に対し当該通知後20日の期限以内にその旨を通知する。この場合、他方当事者は6条(b)項(i)号に基づき通知が行なわれた後30日以内に上記の譲渡を行なうことができる。

6条(b)項(ii)号に基づく一方の当事者による譲渡は、他方当事者の書面による事前の同意を得ることを条件とする。かかる同意は、当該時点で有効とされる他方当事者の基本方針が、提示された条件で譲受人との取引を行なうことを認めるものであれば、留保されないものとする。

(iii) 双方が事由発生当事者である場合 5条(b)項(i)号(1)に基づく違法事由または課税事由が発生し、双方が事由発生当事者である場合、各当事者は、6条(b)項(i)号に基づく通知が行なわれた後30日以内に、かかる終了事由を回避す

るための行為につき合意に達するように、合理的な努力をするものとする。

(iv) 終了権

- (1) 6条(b)項(ii)号に基づく譲渡または6条(b)項(iii)号に基づく合意が、事由発生当事者が6条(b)項(i)号に基づく通知を行なった後30日以内に、すべての事由発生取引に関し行なわれなかつた場合。

または

- (2) 5条(b)項(i)号(2)に基づく違法事由、合併に伴う信用不安事由、その他の終了事由、または合併に伴う課税事由が発生し、かつ負担当当事者が事由発生当事者ではない場合。

次に該当する当事者は、他方当事者に対し20日以内の通知を行なうことにより、当該通知が発効する日以降の一定の日をすべての事由発生取引に関する期限前終了日として指定することができる(但し、当該終了事由がその時点で継続しているものとする)。

この場合の当事者とは、以下の当事者とする。

- ① 違法事由の場合はいずれかの当事者。
- ② 合併に伴う課税事由の場合は負担当当事者。
- ③ 課税事由の場合もしくは事由発生当事者が複数であるその他の終了事由の場合はいずれかの事由発生当事者。
- ④ 合併に伴う信用不安事由の場合もしくは事由発生当事者が一方のみであるその他の終了事由の場合は事由発生当事者ではない当事者。

(c) 指定の効果

- (i) 期限前終了日を指定する通知が6条(a)項または(b)項に基づき行なわれた場合、期限前終了日は、その時点で当該期限の利益喪失事由または終了事由が継続しているか否かに拘らず、上記指定日に到来する。
- (ii) 期限前終了日の到来、またはその通知の効力発生と同時に、終了された取引に関する2条(a)項(i)号または2条(e)項に基づく支払もしくは引渡は、その履行を要求されない。但し、本契約の他の条項の効力を妨げるものではない。期限前終了日において支払われるべき金額がある場合には、6条(e)項に従って決定される。

(d) 計 算

- (i) 計算書 期限前終了日の当日またはその後合理的に実行可能な限り速やかに、各当事者は6条(e)項に従い各々計算を行ない、また他方当事者に対して計算書を提出するものとする。かかる計算書には、
- (1) 合理的な範囲で詳細にそれらの計算(関連するすべてのクオーテーションを含み、そして6条(e)項に基づく支払金額を明記する)が呈示され、
 - (2) 支払が行なわれるべき自己の口座の詳細が記載される。

マーケット・クオーテーションを決定する際に得たクオーテーションの情報源から書面による確認書が入手できない場合は、かかるクオーテーションを得た

当事者の記録を以て、クオーテーションの存在およびその正確性についての最終的証拠とする。

(ii) 支払日 6条(e)項に基づき期限前終了日を支払期日として計算された金額は、以下の日に支払われる。

(1) 期限前終了日が期限の利益喪失事由の結果指定されまたは発生した場合は、支払金額の通知発効日。

(2) 期限前終了日が終了事由の結果指定された場合は、支払金額の通知発効日より2現地営業日後。

かかる金額は判決の前後を問わず、当該期限前終了日(当日を含む)から、かかる金額が支払われた日(当日を含まない)までの間について、適用レートで計算された利息(適用法令によって認められる限度において)と共に終了通貨によって支払われるものとする。かかる利息は、各日複利で実際に経過した日数に基づいて計算されるものとする。

(e) 期限前終了に基づく支払 期限前終了日が到来した場合、双方の当事者がスケジュール中で選択した支払基準に関する「マーケット・クオーテーション」または「損害」、および支払方法に関する「第一の方法」または「第二の方法」に基づいて、以下の規定が適用される。双方の当事者がスケジュール中で支払基準または支払方法を定めなかつた場合は、「マーケット・クオーテーション」および「第二の方法」が各々に適用されるとみなされる。期限前終了日に支払われ、本条項に基づいて決定される金額はもしあれば相殺(Set-off)の対象となる。

(i) 期限の利益喪失事由 期限前終了日が期限の利益喪失事由の結果到来した場合、

(1) 第一の方法かつマーケット・クオーテーション

第一の方法かつマーケット・クオーテーションが適用される場合、(A)終了された取引に関して(非期限の利益喪失当事者により決定される)決済金額の合計および非期限の利益喪失当事者に対して支払われるべき未払金額の終了通貨相当額の合計額が(B)期限の利益喪失当事者に対して支払われるべき未払金額の終了通貨相当額を超過する額を、その値が正数である場合に限り、期限の利益喪失当事者は非期限の利益喪失当事者に支払う。

(2) 第一の方法かつ損害

第一の方法かつ損害が適用される場合、本契約に関する非期限の利益喪失当事者の損害を、その値が正数である場合に限り、期限の利益喪失当事者は非期限の利益喪失当事者に対し支払う。

(3) 第二の方法かつマーケット・クオーテーション

第二の方法かつマーケット・クオーテーションが適用される場合、(A)終了された取引に関して(非期限の利益喪失当事者により決定される)決済金額の合計および非期限の利益喪失当事者に対して支払われるべき未払金額の終了通貨相当額の合計額から(B)期限の利益喪失当事者に対して支払われるべき未払金額の終了通貨相当額を控除した金額を支払金額とする。その値が正数であるときは期限の利益喪失当事者が非期限の利益喪失当事者

に対してこれを支払い、この値が負数のときは非期限の利益喪失当事者が期限の利益喪失当事者に対してこの値を絶対値に引き直して支払う。

(4) 第二の方法かつ損害

第二の方法かつ損害が適用される場合、本契約に関する非期限の利益喪失当事者の損害を支払金額とする。その値が正数であるときは期限の利益喪失当事者が非期限の利益喪失当事者に対してこれを支払い、この値が負数のときは非期限の利益喪失当事者が期限の利益喪失当事者に対して、この値を絶対値に引き直して支払う。

(ii) 終了事由 期限前終了日が終了事由の結果到来した場合、

- (1) 一方のみが事由発生当事者である場合 一方のみが事由発生当事者である場合、支払金額は、マーケット・クオーテーションが適用される場合には6条(e)項(i)号(3)に従い決定され、損害が適用される場合には6条(e)項(i)号(4)に従い決定される。但し、いずれの場合においても、期限の利益喪失当事者および非期限の利益喪失当事者に関する事項は各々、事由発生当事者および事由発生当事者でない当事者に関する事項に該当するものとみなされる。また損害が適用され、一部の取引のみが終了した場合、損害はすべての終了された取引に関して計算される。
- (2) 双方が事由発生当事者である場合 双方が事由発生当事者である場合、
 - (A) マーケット・クオーテーションが適用される場合、各当事者は、終了された取引に関して決済金額を決定し、(I) (a)当事者双方のうち決済金額が大きい当事者('X')の決済金額と、決済金額が小さい当事者('Y')の決済金額との差額の1/2に、(b) Xに支払われるべき未払金額の終了通貨相当額を加算し、この金額から(II) Yに支払われるべき未払金額の終了通貨相当額を控除した金額を支払金額とする。
 - (B) 損害が適用される場合、各当事者は本契約(または、すべての取引が終了していない場合は、終了された取引に限り)に関して損害を決定するものとし、支払金額は双方のうち多額の損害を被った当事者(X)の損害と、少額の損害を被った当事者(Y)の損害との差額の1/2に相当する金額とする。

支払われる金額が正数である場合、YがXにかかる金額を支払い、負数の場合、XがYにその金額を絶対値に引き直して支払うものとする。

(iii)破産の場合の調整 「自動的期限前終了」が一方の当事者に適用されたために期限前終了日が発生した場合、6条(e)項に基づき決定された金額は、適切にかつ法律で認められた範囲内で調整される。この調整については、当該期限前終了日から6条(d)項(ii)号に基づき決定された支払日までの間に、本契約に基づき一方の当事者から他方当事者に対して行なわれた(かつ、かかる他方当事者により保有されていた)支払または引渡を反映するよう行なわれるものとす

る。

- (iv) 事前見積り 両当事者は、マーケット・クオーテーションが適用される場合、6条(e)項に基づき回復することのできる金額は損害の合理的な事前の見積りであって、違約金(ペナルティー)ではないことに合意する。この金額は、取引の損失および将来のリスクに対する手当の損失にかえて支払われるものであり、本契約に別段の定めがある場合を除き、両当事者ともかかる損失の結果発生する追加的損害の回復を請求する権利は有しないものとする。

7条 譲渡

6条(b)項(ii)号の場合を除き、いずれの当事者も本契約または本契約に関わる権利または義務を、他方当事者の事前の書面による同意なしに、(担保としてであるかまたは他の方法であるかを問わず)譲渡することができない。

但し以下の場合を除く。

- (a) 一方の当事者が他の組織と新設合併、合併、吸収合併し、もしくは他の組織に吸収合併され、またはその資産の全部または事実上全部の譲渡が行なわれる場合、本契約を譲渡することができる(但し、本契約に基づき発生する他の権利または救済等には何ら影響を及ぼさないものとする)。
- (b) 当事者は、6条(e)項に基づき期限の利益喪失当事者から支払われるべき金額に関する権利の全部または一部を譲渡することができる。

本条に従わない譲渡はすべて無効とする。

8条 契約上の通貨

- (a) 契約上の通貨による支払 本契約に基づくすべての支払は、当該支払に関し本契約で指定された通貨(「契約上の通貨」)によって行なわれる。適用法令に認められる範囲において、本契約に基づき契約上の通貨で支払を行なう義務は、契約上の通貨以外のいかなる通貨による弁済によっても免除されない。但し、支払を受けるべき当事者が、上記弁済により受け取った通貨を合理的かつ誠実に契約上の通貨に交換することにより、本契約に関し支払われるべき契約上の通貨の総額を受け取った場合はこの限りではない。理由の如何を問わず、上記により受け取った契約上の通貨額が、本契約に関し支払われるべき契約上の通貨額よりも不足する場合、当該支払を行なうべき当事者は、適用法令の認める範囲において、直ちに不足分を補償するのに必要な追加金額を、契約上の通貨によって支払うものとする。理由の如何を問わず、上記により受け取った契約上の通貨額が、本契約に関して支払われるべき契約上の通貨額を超過した場合には、当該支払を受け取った当事者は、速やかにかかる

超過額を返還するものとする。

(b) 判 決

- (i) 本契約に関し支払われるべき金額の支払について、
- (ii) 本契約に関する期限前終了にかかる金額の支払について、
または、
- (iii) 上記(i)もしくは(ii)記載の金額の支払に関する他の裁判所の判決もしくは命令について、

適用法令の認める範囲において、契約上の通貨以外の通貨により支払を行なうべき旨の判決もしくは命令が下された場合、弁済を求める当事者は、判決または命令により当該当事者が受領することができる金額の全額を受け取った後、契約上の通貨以外の通貨で支払が行なわれた結果、当該当事者が受け取った契約上の通貨による弁済金額の不足額を直ちに他方当事者から受け取ることができ、また、契約上の通貨以外の通貨で支払が行なわれた結果、当該当事者が受け取った契約上の通貨による弁済金額の超過額を速やかに返還するものとする。但し、かかる不足または超過が、判決または命令を下すために契約上の通貨を当該判決または命令において使用する通貨に交換する際の為替レートと、当該当事者が契約上の通貨に交換する際に合理的にかつ誠実に行動した場合、判決または命令において使用する通貨により実際に受け取った金額で契約上の通貨を購入するときに使用できる為替レートとの相違から生じた場合に限る。ここにいう「為替レート」とは、契約上の通貨の購入または契約上の通貨への交換に関し支払われるプレミアムおよび費用を含むが、これらに限られない。

(c) 独立した支払請求権 適用法令の認める範囲において、上記の支払請求権は本契約上のその他の義務とは別個の独立した義務となり、それぞれ別個の独立した請求原因として執行可能であり、債権者である当事者が認めた支払猶予にかかわりなく適用され、また本契約に関し支払われるべきその他の金額に関してなされた判決、もしくは行なわれた請求ないしは証明による影響を受けない。

(d) 損害の証拠 8条に関しては、実際に交換または購入したとしたならば、当事者が損害を被ったであろうことを立証すれば足りる。

9条 雜則

- (a) 完全な合意 本契約は主題に関する両当事者の完全な合意と理解の上で構成されており、本契約はこれに関する全ての口頭による通信および事前に作成された文書に優先する。
- (b) 変更 本契約に関する変更、修正または権利の放棄は、その通知書面(ファクシミリ送信で証明された書面をも含む)に各当事者が署名し、またはテレックスもしくは電子通信システムによる電子通信の交換によって確認されない限り、効力を有しない。
- (c) 義務の存続 2条(a)項(iii)号および6条(c)項(ii)号に影響を及ぼすことなく、本契約に基づく両当事者の義務は、全ての取引が終了しても存続するものとする。
- (d) 救済方法の累積 本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約に規定された権利、権限、救済方法および特権は、累積的であり、法令に規定された権利、権限、救済方法および特権を排除するものではない。
- (e) 正本およびコンファメーション
 - (i) 本契約(また、その各変更、修正および権利放棄)は、複数の正本(ファクシミリ送信によるものを含む)を以て作成および交付することができ、各正本はそれぞれ原本とみなされる。
 - (ii) 両当事者は、(口頭であろうとなからうと)その条件に同意した時点から各取引の条件によって法的に拘束されることとなる。コンファメーションは、できるだけ速やかに締結されるものとし、複数の正本(ファクシミリ送信によるものを含む)を以て作成および交付することができるほか、テレックスの交換、もしくは電子通信システムによる電子通信の交換により作成することができる。いずれの場合も本契約の法的拘束力のある補足文書であることを証するに足りるものとされる。当事者は、かかる正本、テレックスまたは電子通信がコンファメーションを構成する旨を当該文書に明記するか、もしくは他の効果的な方法によって明示するものとする。
- (f) 権利放棄とはならないこと 本契約に基づく権利、権限または特権の不行使または行使の遅滞は、権利の放棄とは推定されず、権利、権限または特権を一回だけまたは部分的に行使したことを以て、その権利、権限もしくは特権を以後にもしくは更に行使すること、またはその他の権利、権限、もしくは特権行使することを妨げると推定されるものではない。
- (g) 標題 本契約の標題は、参考のためのものであり、本契約の解釈に影響を与えるものではなく、本契約の解釈の際に考慮されるものでもない。

10条 営業所およびマルチプランチ・パーティー

- (a) 10条(a)項が適用される旨がスケジュールに定められている場合、本社または本店以外の営業所を通して取引を締結する各当事者は、記帳営業所の所在地もしくは設立地にかかわらず、当該当事者の義務は本社・本店を通して当該取引を行なった場合と同じである旨を他方当事者に対し、表明する。本表明は、各取引がなされた日毎に当該当事者によって反復して行なわれたものとみなされる。
- (b) いずれの当事者も、他方当事者の書面による事前の同意なしに、取引に関する支払や引渡を行なう営業所を変更してはならない。
- (c) ある当事者が、スケジュールにおいてマルチプランチ・パーティーであると定められている場合、当該当事者は、スケジュールに記載されているいずれの営業所を通じても、取引に関する支払や引渡を行ない、または受領することができ、取引に関する支払や引渡を行ない、または受領する営業所は、当該取引のコンファームーションにおいて定めるものとする。

11条 費用

期限の利益喪失当事者は、本契約または期限の利益喪失当事者が当事者となっている信用保証書類に基づいて、他方当事者がみずから之權利行使し、また保全するに際して生じた諸経費(弁護士費用と印紙税を含む)、または取引の早期終了により当該他方当事者が被った諸経費(弁護士費用と印紙税を含む)(なお、回収費用も含むが、これに限らない)を、他方当事者の請求があり次第、当該他方当事者に対して合理的な範囲ですべて補償する。

12条 通知

- (a) 効力 本契約に関する通知またはその他の通信は、以下に述べる方法により、スケジュールに記載された住所、番号あてに、あるいは電子通信システムの詳細に従って行なわれ、以下の時点で効力を生じる(但し、5条または6条に基づく通知またはその他の通信はファクシミリ送信、または、電子通信システムによっては行なわれないものとする)。
 - (i) 書面で手渡またはクーリエで送付する場合は、届けられた日。
 - (ii) テレックスで送信する場合は、受取人のアンサーバックが受領された日。
 - (iii) ファクシミリで送信する場合は、受取人の資格を有する従業員により、判読可能な状態で受領された日(但し、受領を証明する責任は送信者の側にあって、送信者のファクシミリにより出力される送信リポートによる証明では不十分であることが合意されている)。

- (iv) 内容証明または書留郵便(海外の場合は航空郵便)、またはこれと同等の方法(いざれの場合も配達証明書を要する)で送付する場合は、当該郵便が配達された日、または配達が試みられた日。
- (v) 電子通信システムにより送信する場合、受信された日。

但し、かかる配達日(または配達が試みられた日)、または受領された当日が現地営業日でない場合、もしくは通信が交付(または交付が試みられた)、または受信されたのが、現地営業日の営業時間終了後であった場合にはいざれも、かかる通信は翌現地営業日に行なわれ、また効力を生じたとみなされる。

- (b) 住所の変更 各当事者は他方当事者に対し通知することにより、通知またはその他の通信が行なわれる住所、テレックス番号、ファクシミリ番号または電子通信システムの詳細を変更することができる。

13条 準拠法および裁判管轄

- (a) 準拠法 本契約は、スケジュール所定の法令に準拠し、同法に従い解釈されるものとする。
- (b) 裁判管轄 本契約に関する訴訟または手続(以下「訴訟手続」という)に関し、各当事者は、取消不能の形をもって以下の通り同意する。
 - (i) 本契約が英國法に準拠する旨の表示がある場合は英國の裁判所の管轄に、また、本契約がニューヨーク州法に準拠する旨の表示がある場合はニューヨーク州の裁判所およびニューヨーク市マンハッタン区の米国連邦地方裁判所の非専属的管轄に、それぞれ服する。
 - (ii) 上記裁判所に提起された訴訟手続について当事者が有する、裁判地に関する異議申立を行なう権利、かかる訴訟手続が当事者にとって不便な裁判所で提起された旨の異議申立を行なう権利、さらに、かかる訴訟手続に関して当該裁判所が当該当事者に対し裁判管轄を有しない旨の異議を申立てる権利を、それぞれ放棄する。

本契約は、いざれの当事者に対しても、その他の裁判管轄地(本契約が英國法に準拠する旨の表示がある場合は、1982年民事裁判管轄と判決に関する法律1条(3)項およびその時点で効力を有する修正、拡張、または再立法において規定された、締約国以外の地域を意味する)において訴訟手続を開始することを妨げるものではなく、またある裁判管轄地において訴訟手続を提起することを以てその他の裁判管轄地において訴訟を提起することを妨げるものではない。

- (c) 訴状の送達 各当事者は、当該当事者のために訴訟手続における訴状を受領するため、スケジュールにその氏名を記載した送達受領代理人(もあるならば)を、取消不能の形で任命する。何らかの事由によりいずれかの当事者の送達受領代理人が送達受領代理人として行動することができない場合、当該当事者は他方当事者に対し速やかにその旨通知し、30日以内に他方当事者の承認する代わりの送達受領代理人を任命する。両当事者は、12条で通知に関し規定された方法で訴状送達が行なわれることに対して取消不能の形で同意する。本契約は、法律が認める範囲の他の方法により訴状の送達を行なう各当事者の権利に何ら影響を与えるものではない。
- (d) 免責特権の放棄 各当事者は、当事者自身とその収入および資産(その用途または予定されていた用途を問わない)に関し、国家主権またはその他の同様の根拠に基づく以下のすべての免責特権を、適用法令が最大限認める範囲において、取消不能の形で放棄する。
- (i) 訴訟。
 - (ii) あらゆる裁判所の管轄。
 - (iii) 差止命令、特定の履行または資産の回復の命令による救済。
 - (iv) 資産の差押(判決の前後を問わない)。
 - (v) 管轄権を有する裁判所で行なわれる訴訟手続において、当事者自身、またはその収入もしくは資産が対象となる可能性のある判決の執行または強制執行。また、各当事者は、適用法令の認める範囲において、訴訟手続につき上記の如何なる免責特権をも主張しないことに、取消不能の形で同意する。

14条 定義

本契約に使用される場合、以下の用語は以下の定義に従う。

「その他の終了事由」(Additional Termination Event)とは、5条(b)項に定める意味を有する。

「事由発生当事者」(Affected Party)とは、5条(b)項に定める意味を有する。

「事由発生取引」(Affected Transactions)とは、以下の意味を有する。

- (a) 違法事由、課税事由または合併に伴う課税事由に関しては、かかる終了事由の発生により影響を受けるすべての取引。
- (b) その他の終了事由に関しては、すべての取引。

「関係会社」(Affiliate)とは、スケジュールに別段の定めがある場合を除き、人に関するその人に直接的または間接的に支配を受ける法的主体、直接的または間接的にその人を支配する法的主体、または直接的または間接的にその人と共通の支配下にある法的主体を意味する。本定義における法的主体または人の「支配」とは、法的主体または人の議決権の過

半数を所有することを意味する。

「適用レート」(Applicable Rate)とは、以下を意味する。

- (a) 期限の利益喪失当事者の支払債務または引渡債務(または、もし2条(a)項(iii)号がなければ支払われ、もしくは引渡されたであろう債務)に関しては、ディフォルト・レートを意味する。
- (b) 6条(d)項(ii)号に基づいて決定される債務で、支払期日以降に、いずれかの当事者により、6条(e)項に基づいて支払われるものに関しては、ディフォルト・レートを意味する。
- (c) 非期限の利益喪失当事者のその他の支払債務または引渡債務(または、もし2条(a)項(iii)号がなければ支払われ、または引渡されたであろう債務)に関しては、ノン・ディフォルト・レートを意味する。
- (d) 上記以外のすべての場合には、終了レートを意味する。

「負担当事者」(Burdened Party)とは、5条(b)項に定める意味を有する。

「税法の変更」(Change in Tax Law)とは、取引が行なわれた日以降に行なわれる法令(または法令の適用もしくは公的解釈)の制定、公布、施行もしくは追認、またはこれに関する変更もしくは改正を意味する。

「同意」(consent)とは、同意、承諾、決議、承認、免除、通知、申請、登録、または為替管理にかかる同意が含まれる。

「合併に伴う信用不安事由」(Credit Event Upon Merger)とは、5条(b)項に定める意味を有する。

「信用保証書類」(Credit Support Document)とは、本契約に信用保証書類として指定された契約書または証書をいう。

「信用保証提供者」(Credit Support Provider)とは、スケジュールに定める意味を有する。

「ディフォルト・レート」(Default Rate)とは、当該受取人が当該金額を資金調達したとする場合に要する、または実際に資金調達に要した(その証明に基づく)費用(実際にかかった費用に関する立証は要しない)に等しい年利率に1%を加えたものをいう。

「期限の利益喪失当事者」(Defaulting Party)とは、6条(a)項に定める意味を有する。

「期限前終了日」(Early Termination Date)とは、6条(a)項または6条(b)項(iv)号に従つて決定された日を意味する。

「期限の利益喪失事由」(Event of Default)とは、5条(a)項または(該当する場合)スケジュールにおいて定める意味を有する。

「違法事由」(Illegality)とは5条(b)項に定める意味を有する。

「補償すべき租税」(Indemnifiable Tax)とは、課税を行なう政府または税務当局の所在する地域と当該支払の受取人もしくはかかる受取人の関係者との間に現在または従来の関係がなければ本契約に基づく支払について課されることがないであろう租税を除く他の租税を意味する。かかる関係とは、当該受取人またはその関係者が、当該地域の市民もしくは居住者であること、またはあったこと、当該地域において設立され、存在しもしくは事業に従事していること、または従事したこと、または当該地域において恒久的施設または固定した営業所を有すること、または有したことから生じる関係を含むが、これには限らない。但し、当該受取人またはその関係者が、本契約または信用保証書類を作成、交付し、これらに基づきその義務を履行し、支払を受け、または強制執行を行なったことから生じる関係を除く。

「法令」(law)とは、条約、法令、規則または規制(税務に関する場合は、所管の税務当局の運用による変更に従う)を含み、これに従って「適法」および「違法」の解釈がなされる。

「現地営業日」(Local Business Day)とは、スケジュールに別段の定めがある場合を除き、商業銀行が下記の場所において営業(外国為替および外貨預金の取扱いを含む)を行なっている日を意味する。

- (a) 2条(a)項(i)号に基づく債務に関しては、当該コンファーメーションにおいて指定された場所。また、かかる指定がない場合には、当事者間で書面により合意した場所、または、本契約に記載され、もしくは本契約に組み込まれたものとされる条項に従って決定された場所。
- (b) 上記以外の支払に関しては、当該銀行口座の所在地と当該支払通貨の主要な金融センター(かかる金融センターが存在し、それが口座の所在地と異なる場合)。
- (c) 5条(a)項(i)項に基づいて行なわれる通知を含む、通知その他の通信に関しては、受取人によって通知の宛先として指定される都市。また2条(b)項に基づいて行なわれる通知の場合には、当該新銀行口座の所在地。
- (d) 5条(a)項(v)号(2)に関しては、かかる指定取引の履行場所。

「損害」(Loss)とは、本契約または一件もしくは(場合により)数件の終了された取引について、およびいずれかの当事者について、当該当事者が善意で合理的に決定する、本契約または当該一件もしくは(場合により)数件の終了された取引に関連する自らの全損失および費用(または利益。但しこの場合は負数で表わされる)の終了通貨相当額を意味する。これには取引の喪失による損失および資金調達コスト、または当該当事者の選択により、但し、前者と重複することなく、当該当事者がヘッジ取引またはその他の関連する取引のポジションを終了、清算、取得または再構築した結果として被った損失または費用(またはこれらのいずれかによる利益)を勘定にいれるものとする。また損害には、関連期限前終了日以前に(適用される前提条件が満たされたと仮定して)履行されるべきであったにもかかわらず履行されなかった支払または引渡に関する損失および費用(または利益)をも含まれる(但し、重複を避けるため6条(e)項(i)号(1)もしくは(3)、または6条(e)項(ii)号(A)が適用される場合を除く)。しかし、11条に規定する当事者の弁護士費用または諸経費は含まれない。当事者は、期限前終了日の時点での自らの損害を決定するか、またはかかる決定が合理的に実行不能である場合には、期限前終了日以降合理的に実行可能となった最初の日の時点での損害を決定する。当事者は、適当な市場において一社または一社以上の

主要なディーラーのレート、価格のクオーテーションを参考に損害を決定することができる(但しその義務はない)。

「マーケット・クオーテーション」(Market Quotation)とは、一件または数件の終了された取引、および決定権を有する当事者について、複数のレファレンス・マーケット・メーカーから入手した複数のクオーテーションに基づいて決定される金額をいう。かかる金額とは、かかる当事者と(その債務に関しては既存の信用保証書類を考慮した上で)、クオーテーションを行なうレファレンス・マーケット・メーカーとの間で取引(「代替取引」)を行なう合意を行なったと仮定した場合に当該当事者に対し支払われるであろう金額(負数で表わされる)、または当該当事者が支払うであろう金額(正数で表わされる)である。かかる代替取引とは、一件または一連の終了された取引に関し、期限前終了日が生じなかつたものと仮定した場合に、かかる期限前終了日以降に支払または引渡期限の到来したはずの両当事者の2条(a)項(i)号に基づく支払または現物引渡(裏付けとなる義務が確定的に発生しているか否かを問わず、かつ、所要の前提条件が充足されたものと仮定する)と同様の経済的価値を有する取引をいう。この場合、一件または一連の終了された取引に関する未払金額は除外されるが、期限前終了日が到来しなかったものと仮定した場合にかかる期限前終了日以降に期限の到来したはずの支払または引渡債務を(所要の各前提条件は充足されたものと仮定したうえで)無制限に含む。代替取引は、かかる当事者とレファレンス・マーケット・メーカーとが善意を以て合意する書類に基づくものと仮定する。決定権を有する当事者(またはその代理人)は、各レファレンス・マーケット・メーカーに対し、期限前終了日と、合理的に可能な限り同日かつ同時刻(但し時差は考慮しない)でのクオーテーションを、かかる期限前終了日以降合理的に可能な限り速やかに提供するよう要請する。これらのクオーテーションを得るべき日時は、6条(e)項に基づいて決定をなす義務を負う当事者が善意を以てこれを選定する。各当事者がかかる義務を負う場合は、他方当事者と協議の上これを選定する。三件を超えるクオーテーションが提供された場合、その最高値と最低値とを除外したクオーテーションを単純平均したものをマーケット・クオーテーションとする。ちょうど三つのクオーテーションが提供された場合、その最高値と最低値とを除外した残りのクオーテーションをマーケット・クオーテーションとする。この場合、同じ最高値または最低値をつけたクオーテーションがいくつかある場合、そのうち一つを無視するものとする。提供されたクオーテーションが三件に満たない場合、一件または一連のかかる終了された取引に関するマーケット・クオーテーションは、決定できないものとみなす。

「ノン・ディフォルト・レート」(Non-default Rate)とは、非期限の利益喪失当事者が当該金額を資金調達したとする場合に要する(その証明に基づく)費用(実際にかかった費用に関する立証は要しない)に等しい年利率をいう。

「非期限の利益喪失当事者」(Non-defaulting Party)とは、6条(a)項に定める意味を有する。

「営業所」(Office)とは、当事者の支店または営業所を意味するが、当該当事者の本社または本店である場合もある。

「潜在的な期限の利益喪失事由」(Potential Event of Default)とは、通知もしくは時間の

経過またはその両方により期限の利益喪失事由を構成する事由を意味する。

「レファレンス・マーケット・メーカー」(Reference Market-makers)とは、マーケット・クオーテーションを決定する当事者が、(a)信用供与の申し入れまたは実行を行なうか否かを決定する際に一般的に適用する基準のすべてを充足する、信用力の最も高いディーラーで、(b)できる限り同じ都市に営業所を持つディーラーの中から善意を以て選任した当該市場における主要なディーラー4社を意味する。

「関係地域」(Relevant Jurisdiction)とは、いずれかの当事者に関し、以下の地域を意味する。

- (a) 当該当事者が設立、組織、運営、管理され、または住所があるとみなされる地域。
- (b) 本契約に関して当該当事者が行為する営業所を有する地域。
- (c) 当該当事者が本契約を作成する地域。
- (d) 支払に関し、そこから当該支払を行なう地域。

「支払予定日」(Scheduled Payment Date)とは、取引に関し、2条(a)項(i)号に基づき支払または引渡が行なわれる日を意味する。

「相殺」(Set-off)とは、6条に規定する支払により行使され、または当該支払人に対して強制される相殺、勘定の合算、留保もしくは源泉徴収を行なう権利、または、(本契約、他の契約、適用法令またはその他の理由により)当該支払人が行使でき、または、従うべき同様の権利ないし要求を意味する。

「決済金額」(Settlement Amount)とは、一方の当事者および期限前終了日に関し、以下の合計額を意味する。

- (a) マーケット・クオーテーションが決定される個々の終了された取引または一連の終了された取引に対して計算されたマーケット・クオーテーション(正数、負数を問わない)の終了通貨相当額。
- (b) マーケット・クオーテーションを決定することができない、または、マーケット・クオーテーションを算出しても経済的観点から見て合理的な結果が生まれない(と、決定を行なう側の当事者が合理的に考える)終了された取引または一連の終了された取引に関わる当該当事者の損害(正数、負数を問わず、また、未払金額に關係しない)。

「指定組織」(Specified Entity)とは、スケジュール中に定める意味を有する。

「指定債務」(Specified Indebtedness)とは、スケジュールに別段の定めがある場合を除き、借入金に関する一切の債務(現在の債務か将来の債務か、偶発的か否か、主債務か保証債務か、その他を問わない)を意味する。

「指定取引」(Specified Transaction)とは、スケジュールに別段の定めがある場合を除き、以下を意味する。

- (a) 本契約の一方の当事者(またはかかる当事者の信用保証提供者もしくはかかる

当事者の指定組織)と本契約の他方当事者(またはかかる当事者の信用保証提供者もしくはかかる当事者の指定組織)との間に現在存在しまたは将来成立するすべての金利スワップ(rate swap transaction)、ベイシス・スワップ(basis swap)、金利先渡契約(forward rate transaction)、コモディティ・スワップ(commodity swap)、コモディティ・オプション(commodity option)、株式または株式指数スワップ(equity or equity index swap)、株式または株式指数オプション(equity or equity index option)、債券オプション(bond option)、金利オプション(interest rate option)、外国為替取引(foreign exchange transaction)、キャップ(cap transaction)、フロアー(floor transaction)、カラー(collar transaction)、通貨スワップ(currency swap transaction)、異種通貨間金利スワップ(cross-currency rate swap transaction)、通貨オプション(currency option)その他類似の取引(それらに関する契約を含む)。

- (b) それらの取引の複合体。
- (c) 本契約またはコンファメーションで指定取引として特定されたその他の取引。。

「印紙税」(Stamp Tax)とは、印紙税、登録税、文書に対する税その他これに類似する税を意味する。

「租税」(Tax)とは、本契約に基づく支払に關していざれかの政府その他の課税当局により課税される現在または将来の公租公課、賦課金、税金または料金(その性質を問わない)(それらに対する利息、罰金その他の追徴金を含む)を意味する。但し、印紙税、登録税、文書に対する税その他これに類似する税を除く。

「課税事由」(Tax Event)とは5条(b)項に定める意味を有する。

「合併に伴う課税事由」(Tax Event Upon Merger)とは5条(b)項に定める意味を有する。

「終了された取引」(Terminated Transaction)とは、期限前終了日に関して以下を意味する。

- (a) 終了事由発生による終了の場合については、すべての事由発生取引。
 - (b) 期限の利益喪失事由発生による終了の場合については、すべての取引。
- (いずれの場合にも)当該期限前終了日を指定する通知が発効する直前(また「自動的期限前終了」の場合には、当該期限前終了日の直前)に効力を有していた取引を意味する。

「終了通貨」(Terminated Currency)とは、スケジュールに定める意味を有する。

「終了通貨相当額」(Termination Currency Equivalent)とは、もともと終了通貨建の金額に関しては、かかる終了通貨による金額を意味する。終了通貨以外の通貨(「他の通貨」)により表示された金額に関しては、その他の通貨で示されたかかる金額を、終了通貨をもって当該期限前終了日に購入するために必要な金額として、決定を行なう当事者が決めたところの終了通貨建ての金額を意味する。但し、マーケット・クォーテーションまたは損害が当該期限前終了日以降に決定される場合にはかかる決定日に購入するために必要な終了通貨建ての金額とする。その際のレートは、外国為替エージェント(下記に従い選任される)が、かかるその他の通貨を終了通貨をもって購入する際の直物為替レートに等しいレートとし、その決定日時は、かかるその他の通貨を、当該期限前終了日または前述

のそれ以降の(決定)日のヴァリューで購入する際にレートが一般的に決定される日の(自らの所在都市の)午前11時頃とする。外国為替エージェントは、一方の当事者のみが6条(e)項に基づき決定を行なわなければならない場合は、当該当事者が善意でこれを選任し、その他の場合には両当事者の合意により選任されるものとする。

「終了事由」(Termination Event)とは、違法事由、課税事由、合併に伴う課税事由、または、適用される旨指定された場合には、合併に伴う信用不安事由もしくはその他の終了事由を意味する。

「終了レート」(Termination Rate)とは、各当事者が当該金額を資金調達したとする場合に要する、または実際に資金調達に要した(その証明に基づく)費用(実際にかかった費用に関する立証は要しない)の平均と等しい年率を意味する。

当事者に支払われるべき「未払金額」(Unpaid Amounts)とは、期限前終了日に関し、以下の合計を意味する。

- (a) すべての終了された取引については、2条(a)項(i)号に基づきかかる期限前終了日またはそれ以前に当該当事者に支払われるべき(または2条(a)項(iii)号がなければ支払われることになっていた)金額で、当該期限前終了日現在で支払われていない金額。
- (b) 個々の終了された取引については、2条(a)項(i)号に基づき当該期限前終了日またはそれ以前に当該当事者に対し引渡により決済することを要した(または2条(a)項(iii)号がなければ決済することになっていた)各債務で、当該期限前終了日現在で決済されていない債務の対価として、引渡すことを要した(または要することになっていた)債務の当初の引渡予定日現在の公正な市場価額に等しい金額。

いずれの場合も、当該金額の通貨にて、当該金額の支払期日または当該債務の履行期日(当日を含む)から当該期限前終了日(当日を含まない)までの利息(適用法令に基づき許容される範囲で)を、適用レートを用いて付すものとする。かかる利息の金額は毎日複利とし、実際に経過した日数を基準に計算される。上記(b)項に定める債務の公正な市場価額とは、6条(e)項に基づき決定を行なう義務を負う当事者により決定されるか、または各当事者がかかる義務を負っている場合は、両当事者が合理的に決定する公正な市場価額の終了通貨相当額の平均とする。

上記の証として両当事者は、本契約書1ページ記載の日付より有効であるものとして、それぞれ下記の日に本契約書を作成した。

(当事者の名称)

(当事者の名称)

氏名 :

氏名 :

役職 :

役職 :

日付 :

日付 :

正本は英文とします。
(Multicurrency-Cross Border)

I S D A

国際スワップ・デリバティブズ協会

年 月 日付

_____ (「A」)および _____ (「B」)間のマスター契約に係るスケジュール

第1部 契約終了に関する条項

(a) 「指定組織」とは、Aに関しては以下を意味する。

5条(a)項(v)号について、_____

5条(a)項(vi)号について、_____

5条(a)項(vii)号について、_____

5条(b)項(iv)号について、_____

Bに関しては以下を意味する。

5条(a)項(v)号について、_____

5条(a)項(vi)号について、_____

5条(a)項(vii)号について、_____

5条(b)項(iv)号について、_____

(b) 「指定取引」とは、本項で別段の意味を規定しない限り、本契約14条所定の意味を有する。

(c) 5条(a)項(vi)号の「クロス・ディフォルト」の規定は、Aに適用される／されない。 *
Bに適用される／されない。 *

本規定が適用される場合、

「指定債務」とは本項で別段の意味を規定しない限り、本契約14条所定の意味を有する。

「極度額」とは、_____ を意味する。

_____ *適宜削除すること。

- (d) 5条(b)項(iv)号の「合併に伴う信用不安事由」の規定は、Aに適用される／されない。＊
Bに適用される／されない。＊
- (e) 6条(a)項の「自動的期限前終了」の規定は、Aに適用される／されない。＊
Bに適用される／されない。＊
- (f) 期限前終了の際の支払 本契約6条(e)項においては、
(i) マーケット・クオーテーション／損害＊ が適用される。
(ii) 第一の方法／第二の方法＊ が適用される。
- (g) 「終了通貨」とは、かかる通貨が指定され、自由に入手可能な場合は、_____
_____を意味し、その他の場合は米ドルを意味する。
- (h) その他の終了事由が適用される／適用されない。＊ その他の終了事由とは、以下の事項となる。

前述の終了事由において、事由発生当事者とは、以下のものをいう。

第2部 租税に関する表明

- (a) 支払人の表明 本契約3条(e)項に関し、Aは以下の表明を行なう／行なわない。＊ また、Bは以下の表明を行なう／行なわない。＊
- 関係地域の適用法令(所管の税務当局から運用上修正を受ける場合がある)により、本契約に基づき当事者が他方当事者に支払うべき支払(本契約2条(e)項、6条(d)項(ii)号または6条(e)項に基づく利息を除く)から租税の控除または源泉徴収を行なうことを要求されない。本表明を行なうに当たり、当事者は以下のことに依拠することができる。
- (i) 本契約3条(f)項に従い他方当事者が行なった表明が正確であること。
- (ii) 本契約4条(a)項(i)号または4条(a)項(iii)号記載の約定が遵守され、かつ4条(a)項(i)号または4条(a)項(iii)号に従い他方当事者が提出した書類が真実かつ有効であること。
- (iii) 本契約4条(d)項記載の他方当事者の約定が遵守されていること。
- 但し、上記(ii)項に依拠して表明を行なった場合において、他方当事者が4条(a)項(iii)号に基づく書式または書類の交付が他方当事者の法律上、経済上の地位を著しく害することを理由として、それらの書式または書類を交付しない場合には、これを本表明の違反とはしない。

*適宜削除すること。

(b) 受取人の表明 本契約の3条(f)項に関し、AおよびBは、もしあれば、以下に指定された表明を行なう。

(i) 以下の表明は、Aに適用される／されない。* Bに適用される／されない。*

以下の租税条約の「事業所得」もしくは「産業上または商業上の利得」の規定、「利息」の規定、または(もしあれば)「その他所得」の規定に記載され、本契約に関して受け取り、または受け取るべき支払について同規定の適用を受ける資格を有し、上記の支払のいずれも、特定地域において恒久的施設を通じて行なう営業または事業には帰属しない。

上記の表明が適用される場合、

Aに関し、「租税条約」とは、_____を意味する。

Aに関し、「特定地域」とは、_____を意味する。

Bに関し、「租税条約」とは、_____を意味する。

Bに関し、「特定地域」とは、_____を意味する。

(ii) 以下の表明は、Aに適用される／されない。* Bに適用される／されない。*

本契約に関して受け取り、または受け取るべき支払は、特定地域において行なう営業または事業と実質的に関連している。

上記の表明が適用される場合、

Aに関し、「特定地域」とは、_____を意味する。

Bに関し、「特定地域」とは、_____を意味する。

(iii) 以下の表明は、Aに適用される／されない。* Bに適用される／されない。*

(A) (1) 英国の公認銀行、または(2) 英国の公認スワップ・ディーラー((1)または(2)のどちらの場合においても、1989年3月14日公布の金利および通貨スワップに関する英国内国歳入庁による特別法定免許C17号に基づく)の通常の業務として各取引を行なっており、かかる英国の公認銀行または公認スワップ・ディーラーである。

かつ

(B) 英国の税務上の収入算定にあたり、各取引における支払額および受領額を算入している。

*適宜削除すること。

(iv) その他の受取人の表明 _____

(注) 上記の表明は、いずれかの当事者がマルチプランチ・パーティである場合には、修正を要する。

第3部 交付すべき書類

本契約4条(a)項(i)号および(ii)号に関し、各当事者は、以下の書類を交付することに合意する。

(a) 交付すべき租税に関する書式、書類、証明書は以下の通り。

書類交付を要求 される当事者	書式／書類／証明書	交付の期限
-------------------	-----------	-------

_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____

(b) 交付すべきその他の書類は以下の通り。

書類交付を要求 される当事者	書式／書類／証明書	交付の期限	3条(d)項の 表明が適用される
-------------------	-----------	-------	---------------------

_____	_____	_____	はい／いいえ*
_____	_____	_____	はい／いいえ*
_____	_____	_____	はい／いいえ*
_____	_____	_____	はい／いいえ*
_____	_____	_____	はい／いいえ*

第4部 雜 則

(a) 通知先 本契約12条(a)項に関して

Aへの通知または通信のための住所は以下の通り。

住 所：

気 付：

テレックス番号：

アンサーバック：

_____ *適宜削除すること。

ファクシミリ番号：
電子通信システム詳細：

電話番号：

Bへの通知または通信のための住所は以下の通り。

住 所：

気 付：

テレックス番号：

ファクシミリ番号：

電子通信システム詳細：

アンサーバック：

電話番号：

- (b) 送達受領代理人 本契約13条(c)に関して

Aは、その送達受領代理人として _____ を任命する。

Bは、その送達受領代理人として _____ を任命する。

- (c) 営業所 10条(a)項の規定は、本契約に適用される／されない。 *

- (d) マルチブランチ・パーティー 本契約10条(c)項に関して

Aはマルチブランチ・パーティーであり／なく＊、マルチブランチ・パーティーである場合には、以下の営業所を通じ活動することができる。

Bはマルチブランチ・パーティーであり／なく＊、マルチブランチ・パーティーである場合には、以下の営業所を通じ活動することができる。

- (e) カルキュレーション・エージェント カルキュレーション・エージェントは、当該取引に関連するコンファーメーションにて別段の定めのない限り、 _____ である。

- (f) 信用保証書類 信用保証書類の詳細は以下の通り。

＊適宜削除すること。

(g) 信用保証提供者 Aに関し、信用保証提供者とは以下の者を意味する。_____

Bに関し、信用保証提供者とは以下の者を意味する。_____

(h) 準拠法 本契約は、英國法／(法選択の原則に關係なく)ニューヨーク州法*に準拠し、これに従って解釈される。

(i) ペイメント・ネットティング 本契約2条(c)項(ii)号は、下記の取引または取引グループには適用されない(本契約日付もしくは_____から適用されないものとする*)。

(j) 「関係会社」とは、本項において別段の定めがない限り、本契約14条において定められた意味を有する。

第5部 その他の条項

_____ *適宜削除すること。